

日伝グループ 人権方針

■方針・基本的な考え方

株式会社日伝およびその子会社からなる日伝グループは、その企業理念に基づき、企業としての人権尊重の責任を果たします。そのために、ここに「日伝グループ人権方針（以下、「本方針」といいます。）」を定め、常に国際社会と協調した経営や行動に努めます。

1. 適用範囲

本方針は、全世界の日伝グループすべての役職員（契約社員・派遣社員含む）に対し、適用されます。また日伝グループは、日伝グループのサプライチェーン上の企業およびその他のビジネスパートナーに対しても、本方針に基づき、人権を尊重し、侵害しないようにしていただくことを期待して働きかけていきます。

2. 国際規範の支持・尊重

日伝グループは、国連グローバル・コンパクトに賛同する企業として、「国際人権章典」、国際労働機関（ILO）「労働の基本原則および権利に関する宣言」「OECD 責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」などの人権に関する国際規範を支持、尊重します。また、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り本方針を策定し、人権尊重の取組みを推進します。

3. 法令遵守

日伝グループは、私たちは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。なお、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合は、人権に関する国際規範を最大限尊重するための方法を追求します。

4. 人権に関する重点課題

日伝グループでは、以下の項目を顕著な人権課題と認識し、改善・解決に向けて努力します。

- 1) 強制労働・児童労働の禁止：日伝グループ内およびそのサプライチェーンにおける児童労働、強制労働、人身売買を禁止します。
- 2) 差別・ハラスメントの排除：相互に多様性、個性、能力を認め合い、募集、採用、昇進、賃金等の雇用の全過程において、人種、国籍、性別、ジェンダー、宗教、信条、出生、年齢、心身の障がい、性的指向、社会的身分等を理由とした不当な差別的取扱いやハラスメントを行いません。

- 3) 労働安全衛生：職場における事故、災害や怪我を防止するとともに、役職員に悪影響をもたらす過剰な労働時間を禁止し、継続的に安全かつ健康的な労働環境を確保します。
- 4) 結社の自由と団体交渉権：各国・地域の法令で認められた範囲において、労働者の結社の自由と団体交渉権を尊重し、労働環境や生活環境、労働条件の改善・適正化を行います。
- 5) 労働時間と賃金：各国・地域において適用される労働時間と賃金に関する法令を遵守します。
- 6) プライバシーに対する権利：個人のプライバシーを保護する権利を尊重し、すべての情報を正当な業務上の目的のために、細心の注意を払って取り扱います。
- 7) サプライチェーンにおける人権課題：日伝グループのみならずサプライチェーンにおける法令遵守や人権保護が重要であるとの認識のもと、責任ある調達を実施します。

5. 推進体制

日伝グループは、本方針を実現するための体制を代表取締役 社長執行役員を委員長とした「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて構築します。また、取締役会が本方針の遵守・実施状況を監督する責任を負います。

6. 人権デューディリジェンス

日伝グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、人権への負の影響を特定し、その防止および軽減を図り、またこれらについての説明責任を果たすために、人権デューディジェンスを実施していきます。

7. 救済・是正

日伝グループが人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正に取り組むものとします。国際基準に沿った苦情処理メカニズムを整備し、人権に対する負の影響を受けた人の救済のために適切な措置を講じます。

8. 対話・協議

日伝グループは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーと対話の機会を確保しつつ、誠意をもってステークホルダーとの協議を行うものとします。

9. 情報開示

日伝グループは、公正で透明性の高い経営の実現を目指しています。影響を受けるステークホルダーや商取引上の秘密に十分配慮した上で、本方針に基づく人権の取組みや、人権デューディリジェンスの結果および進捗状況について適宜公表していきます。

10. 教育・研修

日伝グループは、本方針が事業活動に組み込まれて浸透しかつ遵守するよう、役職員に「コンプライアンス行動ガイドブック」を通して適切な教育・研修を行います。